

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和37年2月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	松戸市	職員数* (H19. 4. 1現在)	26人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	92円 (H17)	公営企業債現在高 (百万円)	3,641
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	1,024
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.932
資金不足比率 (%)	資金不足額なし	実質公債費比率* (%)	13.8
		経常収支比率* (%)	89.7

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	松戸市水道事業経営計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	松戸市水道事業管理者 和田 務
既存計画との関係	松戸市集中改革プラン（平成17年度～平成21年度） 松戸市水道事業財政計画（平成19年度～平成28年度）
公表の方法等	広報（水道まつど）、水道部ホームページ、平成19年度3月議会の都市整備常任委員会での質疑にて説明（議事録として記録）
基本方針	第5次拡張事業の完成後に発生する減価償却費等により欠損金の発生が見込まれ、水道料金の大幅な増収も見込めないことから、職員の削減や徹底した経費の節減により効率的な経営に努める。それでも欠損金が発生する場合には、料金体系の見直し等を行い、料金水準の適正化を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		231	155	387
	補償金免除額		50	32	82
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		44	113	156

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債		231,105	155,446	386,551
合 計 (A)			231,105	155,446	386,551
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)			0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)			231,105	155,446	386,551

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債		41,015	112,024	153,039
合 計 (A)			41,015	112,024	153,039
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)			0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)			41,015	112,024	153,039

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>松戸市水道部は市内の約15%（約85%は県営水道が給水）に給水しており、普及率も99.9%を超えています。給水戸数、給水人口とも、わずかながら増加してきているものの、大幅な増加は見込まれません。大口需要者の節水や一般家庭でのライフスタイルの変化等により、給水収益は平成8年度より減少し続けています。現在工事中の第5次拡張事業が平成20年度に完成しますと、翌年度から発生する減価償却費等により、欠損金の発生が見込まれています。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 浄水場運転管理の完全委託化</p> <p>平成17年度より小金浄水場の休日・夜間の運転管理業務委託を開始、平成19年度から完全委託化を実施している。</p>
	<p>課 題 ② 給与の適正化</p> <p>給与制度については、市全体の見直しに合わせて、水道事業の給与制度についても見直しを行い適正化を図っていく。</p>
	<p>課 題 ③ 定員管理の適正化</p> <p>浄水場運転管理の委託化及び第5次拡張事業の完了に伴う定員の削減により適正化を図る。</p>
	<p>課 題 ④ 適正な情報公開の推進</p> <p>総務省から通知のあった、「情報公開が適当な項目例」を参考に、水道利用者が理解しやすいよう工夫し、積極的な情報公開に努める。</p>
	<p>課 題 ⑤ 料金水準の適正化</p> <p>水道利用者にとって、どのような料金体系が最もふさわしいのかを検討し、料金水準の適正化を図る。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率*	(%)	93.6	96.0	97.2	95.4	96.5	93.5	94.2	92.0	90.7	91.1
総収支比率(法適用)	(%)	102.7	102.4	103.8	104.2	103.3	101.5	100.7	98.4	97.0	103.5
経常収支比率(法適用)	(%)	102.7	102.4	103.8	104.2	103.3	101.5	100.7	98.4	97.0	103.5
営業収支比率(法適用)	(%)	113.4	112.9	114.0	114.0	112.6	110.6	108.1	104.6	103.4	103.9
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	4.3	1.5	1.5	3.4	1.5	3.4	1.4	1.4	1.4	1.3
	うち基準内繰入金	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	1.5	0.8	0.8	0.8	0.7
	うち基準外繰入金	3.5	0.8	0.8	2.8	0.8	2.2	0.7	0.7	0.6	0.5
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
	資本的収入分	15.5	19.2	14.2	14.3	13.7	25.9	20.9	21.0	22.3	26.3
	うち基準内繰入金	14.3	17.5	12.6	12.8	12.2	24.6	19.1	19.0	20.9	24.1
	うち基準外繰入金	1.2	1.7	1.6	1.5	1.5	1.3	1.9	2.0	1.4	2.3
	うち赤字補てん的なもの										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	昨年度までは、給水人口、給水量、有収率、供給単価等の過去の実績を基に推計して積算していたが、平成8年度以降下がりに続き、平成18年度決算で上昇に転じた。大口需要者の節水、一般家庭での節水型家庭電化製品の普及やライフスタイルの変化により水需要の低迷が依然として続いているが、大口需要者を原因とする給水収益の減少も一段落したと思われるため、平成18年度を底と仮定し今後しばらくの間は横ばいに推移する計画とした。また、平成23年度に料金体系の見直し等により、料金改定を実施する。
2 他会計繰入金の見込み	出資金については、地方公営企業繰出金に関する通知を基に積算。一般会計負担金については、一般会計が負担すべき経費について積算。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資や、資産売却等による収入は特になし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成20年度より受水費基本単価を75円から57円に、使用水量単価を15円から10円で計算する。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>経営課題③について、平成17年度に小金浄水場の休日・夜間運転業務委託により2名削減、さらに平成19年度には小金浄水場の完全委託により1名削減します。平成19年度に第5次拡張事業がピークを向かえ工事も概ね終了するため、翌年度には拡張事業費の人員を2名削減し翌々年度には1名削減します。</p> <p>経営課題②について、給与制度全体については、市全体の見直しに合わせ実施し、水道事業独自の特殊勤務手当のうち漏水修理手当、運転手当を廃止(H16年度)。小金浄水場の休日・夜間運転業務委託に伴い宿日直手当の廃止(H17年度)。さらに、水道独自の特殊勤務手当である水道業務手当を廃止(H18年度)しました。</p> <p>国家公務員の給与構造改革に準じ、水道企業職員の給料表を改定。また、扶養手当と地域手当についても改定。</p> <p>現業業務について見直し、浄水場の運転管理業務を民間へ委託。(平成17年度に小金浄水場の休日・夜間の運転業務を委託、平成19年度には完全委託。)</p> <p>退職時特別昇給については平成18年度より廃止。退職手当の調整額の適用については、行政職の職員の例に準じて管理者が別に定める。</p> <p>共済組合の給付に要する費用は、組合員と事業主が半分ずつ負担している。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>経営課題①について、これまでに常盤平浄水場の運転管理業務を委託したことにより大幅な経費削減となった。平成17年度からは、小金浄水場の休日及び夜間における運転管理業務委託を開始。平成19年度からは完全委託することにより、さらなる経費削減につなげる。</p> <p>特になし</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 	経営課題⑤について、現在、(財)日本水道協会で見直しが行われている「水道料金算定要領」を参考に、料金体系の見直し(案)を作成。水道事業運営審議会に諮るとともに、広報やホームページで情報を公表し、住民の理解と協力のもと、適正な料金水準となるよう、平成23年度に料金改定(6.1%UP)を実施する。 $1,322\text{百万円} \times 6.1\% = 81\text{百万円}$
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入 	経営課題④について、総務省より通知のあった、「地方公営企業の経営の総点検について」の情報公開が適当な項目例を参考にして、適正な情報公開に努める。 松戸市全体として、毎年度、全事務事業の将来3年間の成果目標とコストを設定する事務事業の見直しを実施している。SWAT分析により、成長分野や撤退分野を明確化した計画の策定を実施するとともに、評価システムを活用することにより、事務事業の見直しを行っている。
5 その他	現在、資本的収入に計上している給水申込納付金を収益的収入に移す。

- 注 1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数については、平成17年度に2名(損益勘定職員)削減したが、平成19年度に1名(損益勘定職員)、平成20年度に2名(資本勘定職員)、平成21年度に1名(資本勘定職員)削減する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成20年度より受水費基本単価及び使用水量単価を見直すなど徹底した支出の削減を行う。また、平成23年度に給水申込納付金を資本金収入から収益的収入へ移す。それでもなお欠損金が生じる場合には、適正な料金水準となるよう見直しを行う。現在、(財)日本水道協会で見直しが行われている「水道料金算定要領」を参考に、料金体系の見直し(案)を作成。水道事業運営審議会に諮るとともに、広報やホームページで情報を公表し、住民の理解と協力のもと、適正な料金水準となるよう、平成23年度に料金改定(6.1%UP)を実施する。1,322百万円×6.1%=81百万円
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しのうち、保留地購入経費(小金浄水場計画用地が区画整理事業に組み込まれたことにより、用地の減歩が行われたため、第5次拡張事業遂行のため平成6年度に購入した保留地の経費を一般会計が負担するもの)については、平成36年度に終了。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												6.1
	改善額(料金の適正化)※1						0						81
【経費の削減】													
職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	298	286	286	253	267		269	249	237	238	239	
	改善額						0	-2	18	30	29	28	103
	職員給与費(退職手当)	64	21	18	48	19		22	18	18	18	18	
	職員数(人)	30	29	29	27	27		26	24	23	23	23	
	増減数(人)				-2		-2	-1	-2	-1			-4
	浄水場運転管理委託	25	25	25	47	43		52	52	52	52	52	
	改善額						0	-9	-9	-9	-9	-9	-45
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	3,354	3,413	3,416	3,470	3,641		3,586	3,490	3,679	4,032	4,375	
	増減		59	3	54	171		-55	-96	189	353	343	
							0						139
													82

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
年間総有収水量(千m ³)	7,928	7,837	7,850	7,760	7,742	7,705	7,705	7,705	7,705	7,705
公称施設能力(m ³ /日)	38,600	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100	38,100
1日最大配水量(m ³ /日)	28,274	27,631	27,745	26,996	27,509	27,509	27,509	27,509	27,509	27,509
最大稼働率(%)	73.25	72.52	72.82	70.86	72.20	72.20	72.20	72.20	72.20	72.20
供給単価(円/m ³)	175.28	174.15	173.75	172.53	170.77	171.56	171.56	171.56	171.56	182.03
給水原価(円/m ³)	189.33	183.55	180.52	182.41	178.66	186.19	183.72	187.97	190.75	201.43

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。